

第6回 農地法制の在り方に関する研究会 議事概要

1. 日 時 令和5年6月26日(月) 14:00~16:00

2. 場 所 農林水産省7階 第3特別会議室

3. 出席者

(委員)

加藤委員、菊地委員、馬場委員、原田委員、疋田委員、柚木委員、吉原委員
(農林水産省側)

経営局 村井局長、長井審議官、望月農地政策課長

農村振興局 佐藤農村政策部長、新川農村計画課長

4. 議 題

意見交換

5. 議事内容

資料1について農林水産省から説明後、各委員と意見交換を実施。各委員からの主な意見は以下のとおり。

【食料安全保障の観点に立った農地の確保（ゾーニング）に関する国の関与の在り方】

- 食料安保の観点から、農地の確保は国の責務であることを法定化すべき。
- 食料安保の観点から、農用地区域の設定・変更について、地方分権との関係はあるものの、国として必要な農地面積を目標として設定し、「日本の農地としてこれだけの確保が必要」ということをしっかりと位置付けていくことが必要。また、全体の総量確保の観点から、国としては一定の除外について、意見が言える仕組みを考えていく必要。この際、地方公共団体としっかりと連携を図ることが重要。
- 農振制度と地域計画との関係性の整理が必要。また、地域計画内の農地転用は厳格化する必要。
- 交通インフラの近接地などの利便性が高い地域での地域の活性化につながる秩序ある取組は、国の関与があっても、柔軟な対応が可能とすべき。
- 行政計画である農振法だけで農地を守ることは困難。農地法は許認可事務。農地の確保の実現には、農地転用許可制度の強化も必要。

【農地の適正利用強化策の在り方】

(1) 営農型太陽光発電

- 営農型太陽光発電は、通知に基づく対応では現場の混乱を収束させることが困難。法令に基づく仕組みとすべき。
- 報告書等を法令で義務付ける必要。許可取消だけではなく、原状回復等に向けた徹底した措置が必要。FIT法の認定との兼ね合いもあるが、悪質な事例や適切な営農を行

わない事例については、関連省庁とも情報共有を行い、別の地域で同様の事例が生じない仕組みにする必要。

(2) 農地の権利移動規制

- 3条許可について、農地取得後、一度も耕作せずに転売・転用をすることが頻繁に起こることがないように、適正利用の観点からチェックすることが必要。
- 法令違反者の農地取得を認めたくないという趣旨は理解できるが、他制度の例も踏まえつつ、どこまで規制できるのか検討すべき。

【担い手の6次産業化、川上と川下の連携強化の支援策】

(1) 担い手の6次産業化（農業用施設に係る転用許可）

- 新しい仕組みを考えるときには、単に転用許可不要となる面積を拡大すればいいという話ではなく、施設の内容についても検討していくことが必要。
また、単に許可不要とすると現場の農業委員会の知らない間に農地に施設が建つことになる。こうしたことを踏まえ、さまざまな制度と組み合わせながら迅速化を図るなど、転用手続の在り方を考えていく必要。
- 無秩序な転用は防止する必要がある、何らかのチェックは必要。社員寮や駐車場まで許可不要とした場合、その後、別途の利用がされたとしても農地法では対処困難。
- ヒアリング者の事業趣旨を聞くと認めてあげたい思いもあるが、全体的には懸念材料も非常に多く、農地の不可逆性を考えると慎重に考えるべき。市町村が作成する地域計画等との整合性をみていく仕組みが必要。

(2) 川上と川下の連携強化の支援策

- 川下との連携強化のニーズは、農地法が想定している農地所有適格法人とは別の世界の法人。また、議決権要件は、累次の改正により農業関係者 1/2 超まで引き下げてきており、これ以上の緩和を農地法の改正で対応することは認められない。農地法とは別の制度で仕組むべき。
- 特例を受ける農地所有適格法人と、当該法人への出資者は、国がきちんとチェックする必要。また、農業者の決定権の確保と地域調和の観点が極めて重要。地域計画に位置付けられただけでは足りない。
また、経営監視や転用規制強化等、出口要件をきちんと措置する必要。農村現場の不安を払拭する万全な措置を講じないと、全体的な賛同は得られないのではないかと。
- 川下企業との連携強化については、従来とはスケールの違う法人が登場している中、新しい制度として検討する必要。
一方で、農地の適正利用、国の関与が大前提だが、誰でも彼でも出資できるとしないよう、慎重には慎重を重ねて検討してほしい。例えば、食品産業など事業的な繋がりがある者に限定する等工夫が必要。
- 商工と並び立つような法人からの要望だと思うが、ごく一部ではないか。このことを

意識しながら改正方向を検討すべき。

- 地域の信頼を得ているか、農業の経営サポートに適した出資者であるのか等、出資者の要件を厳しく見ていくことが重要。農業者が経営を乗っ取られないように、懸念を払拭するような措置が必要。

以上